

## <地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について>

### 高島市の現状

地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人を原則配置する。

### 改正内容

現行の配置基準を置きつつ、柔軟な職員配置を可能とするため、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は

- (1) 常勤換算方法により配置基準を満たすことができる

※常勤換算方法：非常勤職員の勤務時間合計÷常勤職員の勤務時間＝常勤換算人数

- (2) 複数の地域包括支援センターを一つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数が、概ね3,000人以上6,000人未満ごとにセンターに配置すべき3職種の常勤職員の員数を当該複数のセンターに置くことで、当該区域内のセンターがそれぞれ基準を満たすものとする。なお、質の担保の観点から、それぞれのセンターには3職種のうち2以上の常勤職員を配置する必要がある。

